

メールなどにより、夜間、休日でも受け付けている。また、全都道府県警察に設置されている少年サポートセンターや警察署の少年係も相談に応じており、警察官や少年補導職員による助言、指導を行っている。

・都道府県警察の少年相談窓口
(<http://www.npa.go.jp/higaisya/shien/torikumi/madoguchi.htm>)

○ スクールカウンセラー等による相談

学校、教育委員会、教育相談所、教育センターで対応している。

少年被害者に対する学校のカウンセリング体制として、スクールカウンセラーの配

置の拡充や生徒指導推進協力員・学校相談員の配置を行っている。

地域の実情に応じて、児童虐待などの問題へ対応するために、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉の専門的な知識・技術を用いて児童生徒を支援するスクールソーシャルワーカーを学校など教育機関に配置している。

・学校
・教育委員会
・教育相談所
・教育センター

コラム③

平成25年度 犯罪被害者週間中央イベント 議事録（抜粋）

公益社団法人ふくしま被害者支援センター支援員、少年犯罪被害当事者の会会員
渡邊佳子氏

私どもは、平成8年8月27日、当時16歳で高校2年生の長女、朗子を一時交際していた当時17歳で高校2年生の男子により殺害されました。

私どもの事件のあった当時、二女が中学3年の受験生、三女が中学1年生でした。

少年犯罪の被害者や被害者遺族は、加害者と同年代である場合が少なくありません。被害者に年齢の近い兄弟姉妹がいることが多いです。成人に満たないその兄弟姉妹がどのような大きなショックを受け傷つくか、配慮されるべきです。

当時の私は、子どもたちのケアに当たってくれる専門家がいるという認識はありませんでした。

子どもたちの通う中学校には、恐らく、スクールカウンセラーが配置されていなかったように思いますし、学校や警察、家裁、そのような機関からも、そのようなお話は一切ありませんでしたので、当然、緊急派遣もありませんでした。私たちは残念ながら、「当時、子どもたちのこういう対応に当たってくれたこういう人たちがおりました。」とは言えませんが、そういう方がいれば、どれほどの心の拠り所になったかと思えます。

自分たちは加害者ではない。しかし、被害者であっても、他人の目は本当に怖いものでした。心無い報道や噂もあり、姉妹を亡くしたという悲しみ以外にも申し掛かる現実、子どもたちにたくさんあったと思えます。残された親子までもが、毎日戦いのような日々を過ごし、ぶつかり合いながら過ごす日は、優に10年以上も続きましたが、スクールカウンセラー制度や、公的な支援があれば、出口がもう少し早く見付かっていたように思います。



今は、スクールカウンセラー制度として、被害者に温かい心を寄せる人を派遣してくれるものができているということで、とてもうれしく思います。

そして、もしそういう制度ができているならば、本当に被害者が学校や都道府県によって差が生じたり、カウンセラーさんの資質や経験に大きな差があったり、そういうことが弊害になって、被害者の人たちに二次被害を与えたりということが決してないように、そのためにも、スクールカウンセラーさんの身分の保障とかということもしっかりしてあげて、重要な仕事だということをみんなで認識するということが大切ではないかと思いました。

私どもの事件は、少年犯罪の場合ですから、死んでしまった被害者より、生きている加害少年の更生や立ち直りに力が注がれるでしょう。まさに、被害者遺族となった兄弟姉妹たちは、忘れられた存在です。事件から何年も過ぎていながらもかわらず、立ち直ることができず、未だに、社会復帰することができない兄弟姉妹たちも現実にいることを知って、忘れないでください。

(3) 性犯罪等による女性の被害

○ 性犯罪被害に関する相談

都道府県警察において、性犯罪被害相談専用電話を設置し、相談に応じている。

また、事件化を望まない性犯罪被害者に対しても、民間被害者支援団体が提供し得る支援の内容や秘密が守られることなどを十分に説明した上で、犯罪被害者の同意を得て当該被害者の連絡先や相談内容等を犯罪被害者等早期援助団体に提供するなど、当該被害者が早期に犯罪被害者支援団体による支援を受けやすくなるように応じている。

- ・性犯罪被害相談電話 (<http://www.npa.go.jp/consultation/sousal/index.htm>)

○ ストーカー・配偶者からの暴力に関する相談

都道府県警察、配偶者暴力相談支援センター、婦人相談所、福祉事務所で応じている。

都道府県警察では、ストーカー事案や配偶者からの暴力事案を始めとする恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案に対しては、被害者等の安全の確保を最優先に、ストーカー行為等の規制等に関する法律や配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律その他の法令の積極的な適用による加害者の検挙、行政手続の実施や被害者の保護措置等を行っている。

配偶者暴力相談支援センターでは、相談、カウンセリング、被害者及びその同伴家族の一時保護、各種情報提供等を行っている。連絡先が不明の場合は、「DV相談ナビ」にかければ最寄りの相談窓口の情報を得ることができる。

婦人相談所では、配偶者からの暴力被害者等の相談に応じ、心身の健康回復のため医学的・心理学的な指導、被害者及び同伴家族の一時保護及び自立支援、保護命令制度の利用についての援助などを行うとともに、婦人保護施設や民間シェルターなどへの一時保護委託を実施している。

福祉事務所では、母子生活支援施設（配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援することを目的とする施設）利用の申込みに応じている。

- ・最寄りの警察署・都道府県警察本部
- ・配偶者暴力相談支援センターの機能を果たす施設
(<http://www.gender.go.jp/e-vaw/soudankikan/pdf/center.pdf>)
- ・「DV相談ナビ」全国共通ダイヤル
(0570-0-55210)
- ・婦人相談所 (<http://www.gender.go.jp/e-vaw/advice/advice03list.html>)

・福祉事務所 (<http://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/fukusijimusyo-ichiran.html>)

コラム④

支援の現場から②（平成25年度中における地方公共団体職員
の犯罪被害者等支援取組例の紹介）

B市では、二人暮らしの夫婦間のDV被害及び夫の知人からの暴力被害に対する支援を行った。総合的対応窓口に対して、知人に支配された夫から身体に対する暴力被害を受けている妻からの相談があった。

同窓口が関係部署及び関係機関と対応を検討していたところ、翌日午前2時頃、被害者が警察へ駆け込んだため、同窓口はDV被害者の避難場所として委託していたホテルへ被害者を避難させた。

被害者は、他県に住む知人のところに避難したいとの希望であった。

被害者は生活保護を受けていたことから、他県でも生活保護を受けられるように他県担当課へ手配するとともに、避難に要する交通費については、生活保護の移送費を支給し、被害者を他県へ避難させた。

(4) 虐待等による高齢者の被害

○ 高齢者虐待等に関する相談

市区町村高齢者福祉担当課・地域包括支援センターで応じている。

市区町村のほか地域包括支援センターでは、行政機関、保健所、医療機関など必要なサービスにつなぐ支援、成年後見制度の活用促進、高齢者虐待への対応などを行っている。

・市区町村高齢者福祉担当課又は地域包括支援センター

(5) 交通犯罪被害者

○ 交通事故に関する相談

都道府県・政令指定都市が設置・運営する交通事故相談所で応じている。

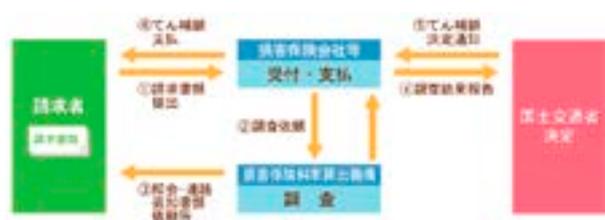
交通事故に起因して生じた損害賠償問題、生活福祉問題、一身上の悩み等の解決のための相談を行っている。

・交通事故相談所 (<http://www8.cao.go.jp/koutu/juten/sodan.html>)

○ 政府保障事業の受付

損害保険会社（組合）の全国各支店等の窓口（保険代理店以外の損害保険会社（組合）の窓口であればどこでも対応可能）で応じている。

損害のてん補請求から支払までの流れ



提供：国土交通省

・損害保険会社（組合）の全国各支店等の窓口
(<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/04relief/accident/nopolicyholder.html>)

(6) 暴力団による被害

○ 暴力団による被害に関する相談

都道府県警察・都道府県暴力追放運動推

進センターで応じている。

都道府県警察では、暴力団員による暴力的要求行為の相手方や暴力団員による犯罪の被害者等について、本人からの申出に基づき、被害の回復などのための助言や交渉場所の提供などの援助を行っている。

都道府県のセンターでは、暴力団による被害の相談活動のほか、民事訴訟費用の無利子貸付も行っている。

- ・ 都道府県警察の被害相談窓口
(<http://www.npa.go.jp/higaisya/shien/prf/index.htm>)
- ・ 都道府県暴力追放運動推進センター
(<http://www1a.biglobe.ne.jp/boutsui/category/center/index.html#itiran>)

(7) 海外における犯罪被害

○ 海外における被害に関する相談

海外での相談は在外公館が応じている。相談を受けた在外公館では、現地警察への

届出に関する助言や弁護士・通訳者のリスト、医療機関に関する情報提供のほか、本人による連絡ができない場合に家族との連絡の支援や緊急移送に関する助言、死亡者の身元確認に関する支援などを行っている。

帰国時及び帰国後の支援に関する相談については、最寄りの警察署や都道府県警察の被害相談窓口が応じている。警察では、外務省と連携し、海外における邦人の犯罪被害に関する情報の収集に努めるとともに、関係機関・団体と連携し、帰国する犯罪被害者や日本国内の遺族等に対し、国内での支援に関する各種情報の提供や帰国時の空港等における支援などを行っている。

- ・ 在外公館 (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/zaigai/list/>)
- ・ 最寄りの警察署
- ・ 都道府県警察の被害相談窓口
(<http://www.npa.go.jp/higaisya/shien/prf/index.htm>)

2 安全に関する不安

ここでは、再被害を受けることなど、犯罪被害者等が安全に関する不安を覚えた際の相談先として主なものを紹介する。

(1) 再被害防止

○ パトロールの強化等に関する相談

住所地を管轄する警察署で応じている。

被害者等に対する防犯指導など必要な助言、状況に応じて自宅や勤務先における身辺警戒やパトロール等の強化、緊急通報装置の貸出しなど、被害者の不安を解消し、また、危害を未然防止するための種々の対策を講じている。

- ・ 住所地を管轄する警察署

(2) 被害者等の情報の保護

○ 住民基本台帳の閲覧等の制限

配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者は、各市区町村の住民基本台帳担当課に対し、加害者等への住民基本台帳の一部の写しの閲覧や住民票の写しの交付等について、制限を設ける旨の支援措置の申出を行うことができる。申出に基づく支援措置の必要性については、警察、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所等の意見を聴くことなどにより、各市区町村の住民基本台帳担当課が確認する。

- ・ 市区町村住民基本台帳担当課